最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるものであつて、最初の耐空証明等が平成十七年一月一日以後になされ、かつ、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が平成二十八年一月一日以後になされたもの	一　航空運送事業の用に供するものにあつては国際民間航空条約の附属書六第一部第四十改訂版、航空運送事業の用に供するもの以外のものにあつては同附属書第二部第三十四改訂版に規定するタイプＩＡの飛行記録装置（方向舵ペダルの操作量又は方向舵の変位量（方向舵の変位量が方向舵ペダルに反映されない航空機にあつては、方向舵ペダルの操作量及び方向舵の変位量）、操縦桿の操作量又は昇降舵の変位量（昇降舵の変位量が操縦桿に反映されない航空機にあつては、操縦桿の操作量及び昇降舵の変位量）及び操縦輪の操作量又は補助翼の変位量（補助翼の変位量が操縦輪に反映されない航空機にあつては、操縦輪の操作量及び補助翼の変位量）を〇・一二五秒以下の間隔で記録し、かつ、航空運送事業の用に供する航空機にあつては、垂直加速度、横加速度及び縦加速度を〇・〇六二五秒以下の間隔で記録することができるものに限る。） 二　連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置 三　最初の耐空証明等が平成三十年六月一日以後になされ、かつ、データリンク通信を行うものにあつては、操縦室用音声記録装置が音声を記録することができる時間と同じ時間のデータリンク通信の内容を記録することができる装置

回転翼航空機

航空運送事業の用に供する最大離陸重量が三千百七十五キログラムを超え七千キログラム以下のものであつて、最初の耐空証明等が平成三年十月十一日以後平成二十八年一月一日前になされたもの	連続した最新の二時間以上の音声及び主回転翼回転速度（飛行記録装置において主回転翼回転速度を記録している場合を除く。）を記録することができる操縦室用音声記録装置
最大離陸重量が七千キログラムを超えるものであつて、最初の耐空証明等が平成三年十月十一日以後平成二十八年一月一日前になされたもの	一　（略） 二　連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置

（新設）

航空運送事業の用に供する最大離陸重量が三千百八十キログラムを超え七千キログラム以下のものであつて、最初の耐空証明等が平成三年十月十一日以後になされたもの	連続した最新の三十分間以上の音声及び主回転翼回転速度（飛行記録装置において主回転翼回転速度を記録している場合を除く。）を記録することができる操縦室用音声記録装置
最大離陸重量が七千キログラムを超えるものであつて、最初の耐空証明等が平成三年十月十一日以後になされたもの	一　（略） 二　連続した最新の三十分間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置